# えつ!?退職したら 保険証って使用できないの?



# 退職後は使用できません。

現在お持ちの保険証をご使用いただけるのは、

"<u>退職日</u>"までです。

被扶養者であるご家族の保険証をご使用いただけるのも、

"被保険者の退職日"までです。

保険証は、ご家族の分も含め、事業所ご担当者様へ、

<u>"退職時にすみやかにご返却を!"</u>

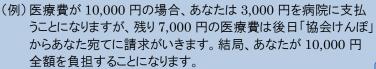




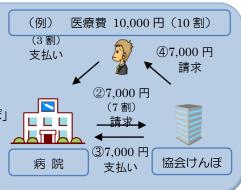
#### 退職後に在職時の保険証を使用してしまったら…



退職後に受診した医療費は被保険者本人の全額負担になります。



◆ 資格がなくなった保険証は使用せず、すみやかに返却しましょう!



そうか~。医療費といっても病院で支払った3,000円がすべてじゃないんだね。 だけど、退職後すぐ国民健康保険に加入していれば問題ないんじゃないの?



#### 退職後、国民健康保険に加入していても…



国民健康保険(以下「国保」)は市区町村が運営している保険のため、 協会けんぽとは別の保険です。 そのため、7,000円は、本来、国保が負担する必要があります。

受診した時点で「国保」に加入している人の医療費を協会けんぽで負 担することはできません。

#### 別の保険!



協会けんぽ

国保

なるほど!健康保険=協会けんぽのイメージがあったけど、違うんだね。 そうなると、協会けんぽから 7,000 円の請求をされないためにはどうしたらいいだろう?



## 協会けんぽから医療費請求をされないためには…



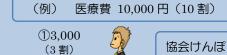
◆ 新しく「国保」に変わったことをすぐ病院に伝えてください。 そうすることで、病院は 7,000 円を「国保」に請求します。

↓ ↓ ↓ ● 但し、その場合には病院に新しい保険証を提示してください。

新しい保険証を お持ちしました!



「国保」に加入されたんですね!





病院

②7,000円 (7割)



国保



なるほど、そういうことだったのかー! 退職後には保険証を使用しないという、 加入者一人ひとりの心掛けが大切だね!



保険証はお返しします

## 医療費を全額自己負担した場合には「療養費制度」のご利用を!

◆ 上のケースで、協会けんぽに医療費の 7,000 円を支払った場合は、後から**国保へ請求をすることで** 7,000 円の払い戻しを受けることができます。これを「療養費(りょうようひ)制度」と言います。

◆ 最初から病院で 10,000 円全額を支払った場合にも、同様に国保から払い戻しを受けることができます。

